



青色だより

第 146 号 2021年(令和 3 年) 11月 1 日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚1F)
TEL 046 (262) 5111
FAX 046 (262) 5113

発行人 吉川 精一
編集人 川島 好三

「記帳確認」を受けましょう

11月1日から11月30日まで

詳細は、チラシまたはホームページをご覧ください



当日は、現金出納帳、経費帳、固定資産台帳、棚卸表、源泉徴収簿などのほか、ご自身で特に備えつけている帳簿をご持参ください。

会計ソフト等で記帳されているかたは、現金出納帳(現金勘定)、**月別**合計残高試算表(1月～入力済の月まで)を印刷して(下記の【※】)ご持参ください。

また、記帳確認を受ける際は、新規開業の場合を除き、**6か月以上の記帳**をお願いします。



【※】会計ソフト「ブルーリターンA」での印刷手順をホームページに掲載しております。

「ブルーリターンA」
印刷手順
QRコード



ご予約者様情報には、
会員様のお名前を入力
してください。

● **今年度の「記帳確認」は、完全予約制で実施いたします。**お越しになる前に、電話またはインターネットで予約をお願いいたします。

● **以下に該当されるかたは、対応いたしかねます。**

- 予約されていないかた
- マスクを着用されていないかた
- 発熱や咳等の症状がある方や体調の悪いかた



予約受付ページ
QRコード

青色申告特別控除55万円適用の皆様へ

期間限定! マイナンバーカードの申請を 大和青色申告会がサポートします

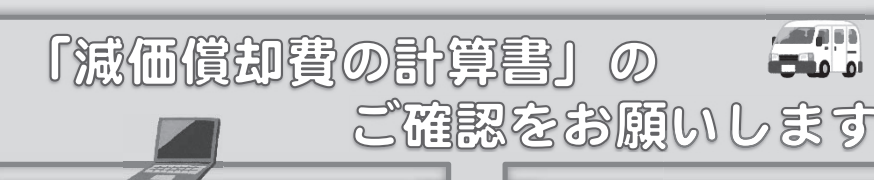
日時 11月1日(月)～30日(火) 10時～12時、13時～15時
場所 大和青色申告会 事務局

詳細はこちら



令和2年分の確定申告よりe-Tax(電子申告)による提出または電子帳簿保存法適用者以外のかたは、**青色申告特別控除が65万円から55万円に引き下げられました。**この機会に65万円控除にしてみませんか?

「減価償却費の計算書」のご確認をお願いします！



減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定償却率	本年中の償却期間	本年分の定額償却費(④×⑧×⑨)	割増(特別)償却費	本年分の償却費合計(⑩+⑪)	事業用割合	備考
未活用機		H07 07	20,000,000	1,000,000				12/12	200,000	0	200,000	100.00	
小計									200,000	0	200,000		
ライトバン		R02 07	1,200,000	1,200,000	定額	4	0.250	12/12	37,500	0	37,500	50.00	
小計									300,000	0	300,000		150
パソコン		R02 11	150,000	150,000	定額	4	0.250	12/12	37,500	0	37,500	37	
エアコン		R01 06	140,000	140,000	定額	6	0.167	12/12	23,380	0	23,380	100.00	102,982
小計									60,880	0	60,880		209,232


大和支店

料金後納

送付メール

重要

「減価償却費の計算書」在中
必ずご確認ください。



一般社団法人 大和青色申告会
〒242-0028 大和市飯倉2-3-9
(クオオ相模大塚老番館1F)
TEL 046 (262) 5111
FAX 046 (262) 5113
<http://www.abokonet.or.jp/aotry/yamato/>

当会のシステムに減価償却資産のご登録がある会員の方には、7月に「減価償却費の計算書」を発送いたしました。

記載内容に誤りがある場合、あるいは固定資産の新規取得や除却等がある場合には修正いたしますので、お早めにご連絡下さい。また、新たに計算書の作成を希望される会員の方は、前年分の決算書の「減価償却費の計算」欄(3面)をお持ち下さい。

消費税 インボイス制度の 登録申請手続きが開始されました 【令和3年10月1日 受付開始】

大和税務署からの お知らせ

インボイス制度の導入に伴い、事業者の方が適格請求書(インボイス)を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出(送信)し、適格請求書発行事業者になる必要があります。

● e-Taxによる登録申請手続

登録申請手続等は、「e-Taxソフト」のほか、e-Taxソフトのダウンロードが不要な「e-Taxソフト(WEB版)」及びスマートフォンから申請できる「e-Taxソフト(SP版)」による対応も可能です。

e-Taxで登録申請された方は、「登録通知書」を電子データで受領することができます。電子データで登録通知書を希望される方は、登録申請時に「希望する」を選択してください。なお、e-Taxの利用には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要となりますので、事前に取得をお願いします。



インボイスの登録申請手続におけるe-Tax対応の概要は以下のとおりです。

	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要	必要	必要
ダウンロード(パソコンソフト)	不要	必要	必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式(画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの)		書面と同様に各項目に入力するイメージ
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)ではなくe-Taxソフトをご利用ください。

● 郵送による登録申請手続

インボイス制度に関する申請書等を書面により提出される場合は、郵送で「東京国税局インボイス登録センター」(〒262-8514 千葉県市見川区武石町1-520-3)へ送付して下さい。



Q

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出(送信)すればよいですか？

今回も
インボイス制度
について



Q & A

A

原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。登録申請はe-Taxをご利用いただき、申請する場合は余裕を持って提出(送信)してください。



Q

軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、インボイスの登録を必ず受けなければなりませんか？

A

インボイスを交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、登録を受けるかどうかは事業者の任意です。ただし、登録を受けなければインボイスを交付できないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんのでこのような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売商品に軽減税率対象品目の有無を問わず、取引先(課税事業者に限る)から交付を求められたときには、インボイスを発行しなければなりません。

制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の導入

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



Be a Great Small.
中小機構

お知り合いの方に
“大和青色申告会”を
ご紹介下さい!

お店を経営している個人事業主の方

マンションなどの賃貸収入のある方

新規入会者をご紹介していただいた方には
粗品(缶ビール券5枚)をプレゼント!



記帳するなら、
特典のある
“青色申告”で!

青色申告会は、青色申告者によって組織された健全な納税者団体であり、神奈川県には18の青色申告会があります。

「一般社団法人 大和青色申告会」は、大和税務署管内（大和市、座間市、海老名市、綾瀬市）の青色申告者によって組織され、約5,400名の会員の中から選任された役員が無報酬で会運営にあたっております。



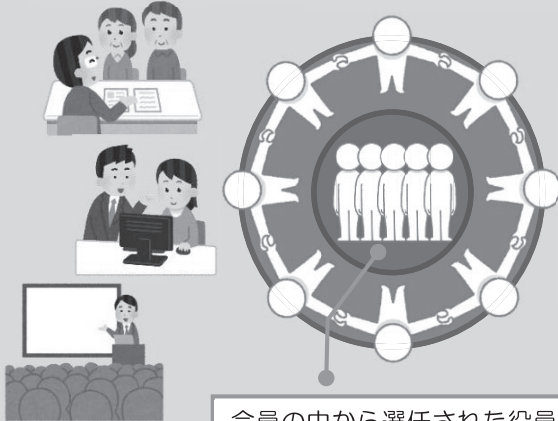
年会費15,000円で、記帳・決算の個別指導、金融斡旋のほか、研修旅行・生活習慣病健診・各種共済等の福利厚生事業も行いつつ、公平で合理的な税制の確立を目指して活動しております。



青色申告会

任意加入

年会費 15,000 円で、記帳・決算の個別指導をはじめとした会員サービスを提供しております。



会員の中から選任された役員が無報酬で運営しています。

記帳や決算を一人でするのは不安だなー

事業所得、不動産所得 又は 山林所得を生ずべき業務を行う方



所轄の税務署長へ申請

青色申告

白色申告

青色申告の特典で節税することができます。

- 青色申告特別控除
- 青色事業専従者給与
- 純損失の繰越控除

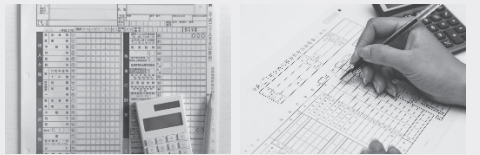
自分で記帳も申告もできます

会員サービスのご紹介

- 記帳・決算の個別指導
(予約制で月1回、土曜日または日曜日も実施)
- 税理士、弁護士、総合保険コンサルタントといった各分野の専門家による無料相談
- 会計ソフト「ブルーリターンA」のサポート
- 税務書類の提出代行
- 当会にご登録いただいた減価償却資産の「減価償却費の計算書」を作成・送付
- セミナーや研修会、研修旅行の開催
- 会報などで税の情報を発信
- あおいろ優待サービス
(遊園地、宿泊施設、劇場、美術館など約18の施設での優待割引サービス)
- 「生活習慣病健診」や「PET-CTがんドック」も優待料金で受診できます。
- 掛金全額が所得控除できる「小規模企業共済」をはじめ、団体割引または格安な掛金の共済・保険の斡旋
- 「一人親方労災保険」加入のサポート
- 日本政策金融公庫など融資制度のご紹介

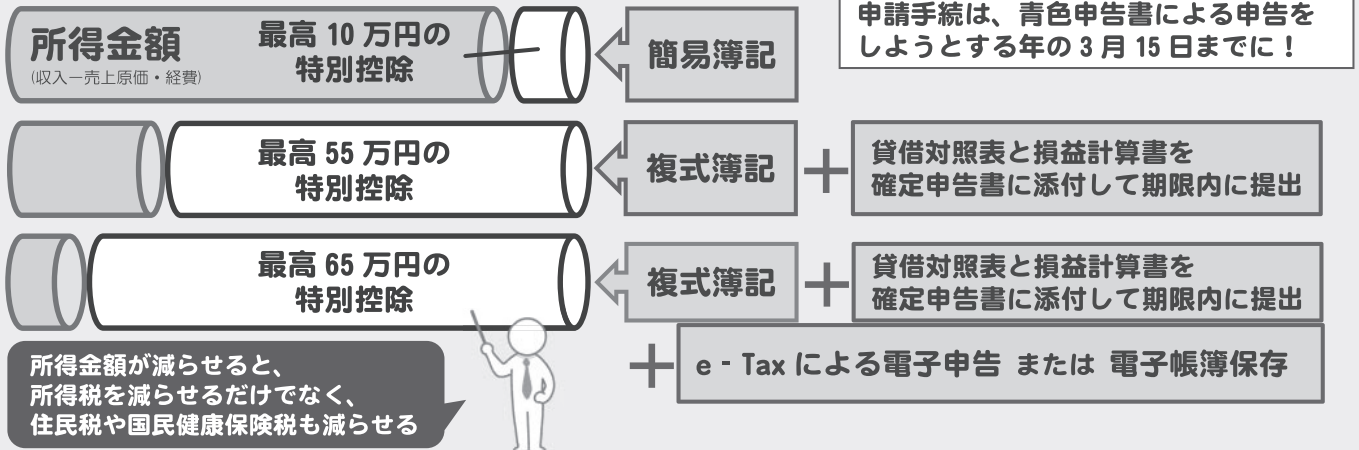


青色申告の主な特典



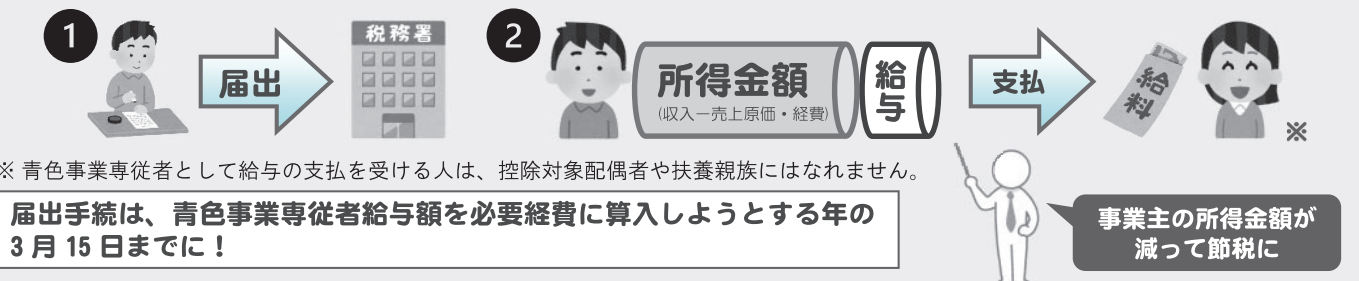
青色申告特別控除

青色申告者は、最高 10 万円の特別控除が適用できます。なお、事業所得者又は事業的規模の不動産所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高 65 万円の特別控除が適用できます。



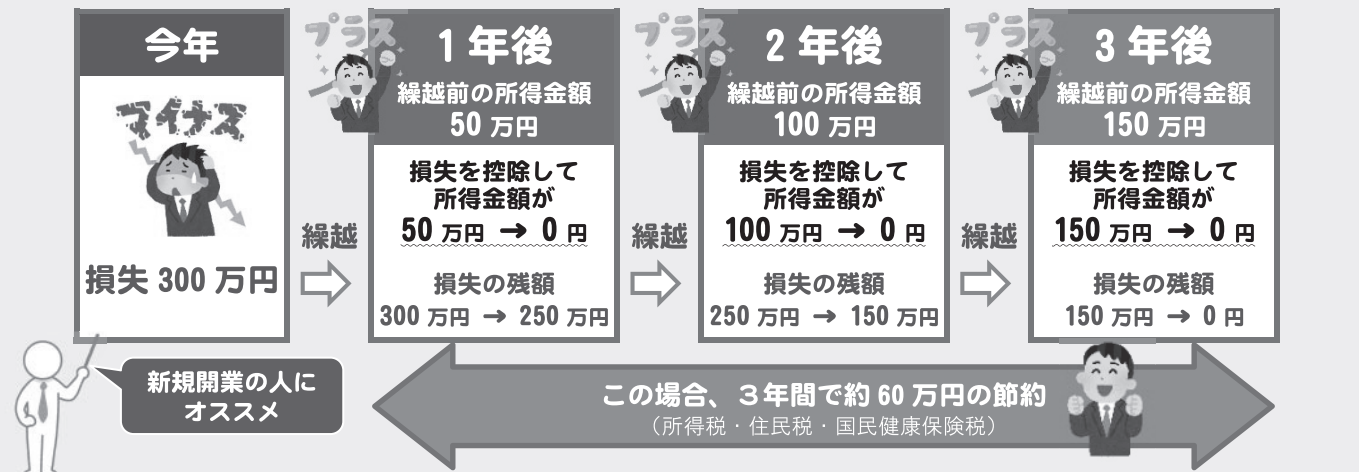
青色事業専従者給与

事前に届出書を提出していること、労務の対価として相当であると認められる金額であることその他、一定の要件を満たしていれば、家族従業員に対して支払った給料も必要経費にすることができます。



純損失の繰越控除

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときには、翌年以後3年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除します。



各委員会から

理事会決定事項の報告

コロナ禍により支部長会議 書面での開催

今年度第1回目の支部長会議が9月28日(火)に開催された。

政府の緊急事態宣言の延長を受け、書面での開催となったが、理事会決定事項について各委員会から報告が行われた。

総務委員会からは、今年度の収支状況、感染症対策としてパーテーションの購入設置、休日指導会の実績、弁護士無料法律相談の実績、会の法人税等申告、第27回通常総会の収支決算等が報告され

た。

税制委員会からは、各指導会・研修会の実績および今後の開催予定、税理士無料税務相談の実績、記帳指導員の増強、e-Taxへの対応、減価償却費の計算書の作成と配付、租税教室の実施等が報告された。

組織委員会からは、青色コーナリーの実績と今後の対応、夏期会員増強特別運動の業績等について報告された。

厚生委員会からは、第28回会員

大会の開催、生活習慣病健診の開催、総合保険コンサルタントによる無料保険相談の業績と無料セミナーの開催、保険および共済等の手数料収入等について報告が行われた。

広報委員長からは、広報誌の発行計画、役員一泊勉強会の開催中止、税を考える週間に因む広報活動、タウンニュースへの名刺広告掲載等について報告が行われた。

青年部からは、街頭献血の開催等について報告が行われた。

会員の皆様からの寄稿

あおいろポスト



福田第2支部 支部長 増正之

私は不動産業を営んでおり、創業50年になります。

高齢化に伴い相続や介護の問題が多様化する今、不動産を所有する高齢者の方々や「もしも認知症

認知症と家族信託

「になったら」という方々に対し、不動産コンサルティングマスターとして、弁護士や税理士、司法書士と連携しながら、家族信託を活用した柔軟な対応策を提案する仕事に取り組んでおります。

認知症などで法律上の意思無能力者となった人の財産管理を支援する制度として、家庭裁判所が選任した後見人が、財産管理などを代理でおこなう成年後見制度があります。しかし、これにはいくつかのデメリットがあり、利用はあまり進んでいません。

そのデメリットとは、①財産の管理処分に制限がかかる。②後見人に対する報酬の支払いが必要と

なる。など、利用者である意思無能力者の親族にとって、都合な条件が付いてきてしまうことです。そのような成年後見制度に代わる手段として、家族信託がありま

す。簡単に言えば「家族を信じて自分の財産を託す。」という仕組みです。

家族信託のメリットは、①後見と同様に高齢者の財産管理権を家族に託すことができる。②裁判所や専門家、後見人など第三者の介入を必要としない。③財産の管理処分の範囲に強制的な制限を設けられない。④報酬の支払いは原則的に不要。⑤その内容は原則、自由に設定できる。など、

柔軟な財産管理を実現できることです。

また、高齢者が認知症になり、自力で財産管理ができなくなった場合だけでなく、複数名での共有となってしまう不動産を管理する手段として、あるいは浪費癖があるなど、財産管理に問題を抱えた親族への財産承継の手段として、家族信託はさまざまなケースで利用することが可能です。



会員さま限定特典！

(一社)大和青色申告会と パナソニック ホームズが提携

新築 建替え 5%割引 & パナソニック家電 プレゼント など

修繕 リフォーム 5%割引 & 無料 耐震診断 など

不動産 管理売却 空室保証料 管理/仲介 手数料割引 など

(一社)大和青色申告会事務局 または 下記 までお問合せください！

パナソニック ホームズ 神奈川支社 海老名展示場 ☎0120-8746-54

支部と会員数

(令和3年10月20日 現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大和北	13	900	農 業	4	1,117	準会員A	123
大和南	16	956	歯科医師	2	22	準会員B	163
座間	14	901	税理士	1	73		
海老名	14	775	事務局		166		
綾瀬	9	549	正会員計		5,459	準会員計	286

女性部ニュース



顧問
間瀬 喜代子

親ガチャ

SNSでは、「親ガチャ」という言葉が若者達の間で流行っているようです。「ガチャ」とは、スーパーなどの出入口近くでよく見かける、百円硬貨を入れてハンドルをひねるとカプセル入りのおもちゃが出てくる販売機のことです。最近では

1回1千円、1回5千円という大人向けの高額なガチャもあるそうです。

「親ガチャ」とは、容姿や頭の良さは親次第であるにもかかわらず、子どもは自分で親を選べないことを、何が出てくるか運任せの「ガチャ」になぞらえた表現です。

この話を聞いた80歳になる私は嫌な気分になりました。

世界に目を向けると、乳呑み児を連れて戦火の中を逃げ惑う母子、川を渡ってくる難民を阻止する隣国の兵士達、平和を願ってデモ行進する若者達。コロナ禍といえども、日本はまだ平和ではないでしょうか。

「親ガチャ」という言葉を使っている若者達の親の親の世代

青年部ニュース

街頭献血へのご協力

ありがとうございます

こんにちは青年部です。10月も半ばを過ぎ、急に涼しくなってきました。新規感染症患者数も大きく下がり、緊急事態宣言も解除されました。再度の感染拡大が懸念されますが、そうならないことを祈りたいものです。そんな中、10月20日に青年部恒例の街頭献血のお手伝いをおこないました。当日は一日中天候が良く、絶好の献血日和?となりまし

た。

日赤血液センター湘南事業所の中山所長とご担当者より激励の言葉をいただき、大和会の吉川会長にもご挨拶いただきました。

午前は大和税務署の駐車場まで献血車を乗り入れ、富山署長はじめ職員の皆様にご協力いただきました。

午後からは大和駅前へ場所を移し、一般の方に献血のご協力をお願いしました。天候が良かったおかげでしょうか?普段より駅周辺の人の流れが多く、結果として献血者数は過去最高の56名になりました!感染症流行の影響で企業や学校



の人達が、戦後の何も無いところから、なりふり構わず必死に生きてきたからこそ今の日本はあるのです。他人を羨んだり、妬んだり、虐めたり。心の貧しさは自分自身を不幸にします。悲しいですね。これからの日本を担う若者達には、他人の痛みが解る人になってほしいと願います。

さて、日本はコロナ禍が続いております。個人事業主である息子も、仕事が途切れて休まざるを得ない状況が続く、資金面でも困

ていた時期がありました。

国の持続化給付金を知り、申請しようとしたが、不慣れた電子申請、見慣れない用語で申請手続は思うように進みませんでした。申請手続に頭を抱えていたところ、大和に住んでいる同業者の会員さんから、事務局で給付金の申請を手伝ってもらった話を聞きました。そして息子はすぐに事務局へ。後日100万円の給付金が届き、一息つくことができました。助かりました。

会員の皆さん!何か困ったことがありますしたら「まずは事務局へ」女性部の皆さん、辛い時こそ笑顔忘れず、貴方の笑顔が周りを安心させ、幸せにします。もう少しです。一歩ずつ前進、ファイト!

献血のご報告

受付人数		
200ml	400ml	合計
6名	59名	65名
献血人数		
200ml	400ml	合計
5名	51名	56名

関係の献血事業が激減し、血液不足が常態化している中で、少しでもありますが貢献できたことは良かったと思います。全面的にご協力いただきました大和税務署をはじめ、ポスターの掲示にご協力いただきました皆様、実施にご尽力いただきました



大和税務署 駐車場にて

皆様に御礼申し上げます。詳しくは後日、青年部広報誌ブルーウェブへ掲載いたしますのでお読みいただきたいと思います。

次号(新春号)の巻頭写真を募集

ご氏名・写真撮影場所をご明記のうえ、ふるってご応募ください!
(写真はデータでもプリントでもかまいません。)

応募締切
12月3日



お、いいの撮れた

お問い合わせ・ご応募は、大和青色申告会 事務局「青色だより」担当まで

新型コロナウイルス感染症関連の支援金・給付金の案内

国：月次支援金

2021年の4月以降に、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時間短縮営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している個人事業者等に対して、2021年の各月における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える月次支援金を迅速かつ公正に給付するものです。①と②を満たせば業種・地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時間短縮営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

【申請受付期間】9月分 2021年10月1日～11月30日 **【給付金額】個人事業者等 上限10万円/月**

申請前に必要となる「登録確認機関での事前確認」は、2021年11月25日までに受付をおこなってください。
※当会は登録確認機関として認定されています。「会員限定」で事前確認を承っております。
お電話（Tel 046-262-5111）にてご予約のうえ、事務局へお越しください。

**県：中小企業等支援給付金
（酒類販売事業者等以外の事業者）**

神奈川県では、2021年7月から9月にかけて国の月次支援金を受給された事業者等に対して、県独自に給付金額を加算して支援をおこなっています。

【申請受付期間】電子申請：2021年9月29日PM 12:00 ～ 2022年1月31日
郵送による申請：2021年9月1日 ～ 2022年1月31日（当日消印有効、締切厳守）
【給付金額】個人事業者等 2.5万円/月（定額）

**大和市：新型コロナウイルス
感染症対策 中小企業臨時給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している大和市内事業者の経営継続を支援するため、大和市独自の給付金を支給します。
大和市内に主たる事業所を有し、かつ個人事業主の場合は大和市内に

1年以上居住している方で、大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等事業者のうち、次のいずれかに該当する方

- 【1. 飲食店以外の事業者】
2021年8月、9月のいずれかの月の売上高が前年または前々年の同月と比較して、20%以上50%未満減少していること。
- 【2. 飲食店を営む事業者】
神奈川県の要請に応じて休業・時間短縮営業および酒類の提供、カラオケ設備提供の終日停止に協力していて、2021年8月、9月のいずれかの月の売上高が前年または前々年の同月と比較して、20%以上減少していること。

【申請受付期間】令和3年12月28日（消印有効）までに、必要書類を郵送ください。
（宛先）〒242-8601大和市内下鶴間一丁目1番1号 大和市役所産業活性化課「中小企業臨時給付金」担当あて
【給付金額】1事業主につき一律10万円（1回限り）

事務局からのお知らせ

◆ 下記の日付につきましては、**業務時間に変更**がございます。
会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

- **令和3年12月 6日（月）** 指導員研修
業務時間 13:30～17:30
- **令和4年 1月18日（火）** 指導員研修
業務時間 13:00～17:30
- **令和4年 1月17日（月）** 支部長会議 他
業務時間 8:45～11:00

ホームページのお知らせ欄も
チェックしてね



大和青色申告会
ホームページ

◆ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を以下のことに取り組んでおります。**
会員の皆様と職員の安全・健康確保のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- **対面相談業務は完全予約制**でおこなっております。
要予約
- **受付の際に検温**を行います。発熱等の症状があるかたはお断りさせていただく場合がございます。
- **お越しの際はマスクの着用**をお願いいたします。
- **手指の消毒**をお願いいたします。

